

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律施行令案
に関する意見募集の結果について

令和8年10月23日
こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律施行令案について、令和8年8月25日（火）から同年9月24日（木）まで御意見を募集したところ、計17件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり公表いたします。

当該政令案は、内容に変更をもたらさない修正として、政令の題名の修正を行い、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令」として本日公布されました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁及び厚生労働省の考え方
1	医療的ケア児等支援について、成果目標やKPIを設定し、効果を継続的に検証してほしい。家族支援やレスパイト支援等の提供状況を把握できる指標を設け、データに基づいて制度改善を進めるべきではないか。	医療的ケア児等への支援については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）において、医療的ケア児支援センターや協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置等について成果目標や活動指標を定めるとともに、短期入所等においては、各自治体で見込み量を設定する際には、医療的ケアを必要とする者等についても見込みを設定するよう努めることと定めており、各自治体は、当該指針に即して、障害児福祉計画を策定することとされています。
2	中核市を支援センターの指定主体に追加することに賛成する。その上で、特別区等も対象に加えてほしい。対象外と	医療的ケア児等支援センターは、改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関

	するのであれば理由や判断基準を示すとともに、都道府県との連携方針を明確にしてほしい。	する法律第 14 条の規定に基づき、都道府県に加え、指定都市及び特別区も設置することが可能となります。
3	居住地域にかかわらず必要な支援を受けられるようにしてほしい。都市部だけでなく地方部にも支援体制を整備するとともに、自治体による支援内容や支援水準に差が生じないよう、財政支援や人材確保等を通じて地域格差の解消を図るべきではないか。	医療的ケア児等への支援に係る地域格差の解消について、医療的ケア児支援センターの連携会議を実施し、各地域の取組や課題、好事例の共有を図る等、横断的な取組を実施しており、こうした取組を通じて、各地域における支援体制の地域間格差の解消に努めてまいります。
4	医療的ケア児等支援地域協議会の設置において、医療的ケア児等に関する人権問題や社会福祉の専門家スタッフを必ず入れてほしい。	医療的ケア児等支援地域協議会については、改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第 18 条の 2 の規定に基づき、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族、学識経験者その他の関係者等により構成することとされております。こども家庭庁としては、現行の「協議の場」の実態把握を行い、その結果も踏まえて、新たに位置付けられる医療的ケア児等支援協議会が、より実効性のあるものとなるようガイドラインの策定等を行うこととしています。
5	医療的ケア児等本人だけでなく、保護者やきょうだいを含む家族全体への支援を充実してほしい。レスパイト支援や短期入所、一時預かり等の受入体制を拡充するとともに、利用しやすい環境整備や費用負担の軽減を進め、家族が休息や自分の時間を確保しながら安心して生活できるようにするべきではないか。また、18 歳以降も支援が途切れない体制づくりが必要ではないか。	医療的ケア児等への支援については、家族支援の充実も重要と考えており、こども家庭庁としては、医療的ケア児支援センターの設置等の取組を通じて、相談支援、交流機会の確保等も含め地域における支援体制の整備を図るとともに、医療的ケア児等総合支援事業により、日中の居場所づくりや活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に推進しています。また、18 歳以降についても、令和 6 年度障害福祉報酬改定において、医療的ケア児の成人期への移行にも対応した支援体制の整備をさらに推進するため、例えば、

		・日中の支援を行う「生活介護」において、看護職員を手厚く配置した際の加算の拡充や、医療的ケアが必要な方への入浴支援加算の創設 ・保護者のレスパイトである「短期入所」において、医療的ケア者を受け入れた際の加算の拡充 等を行ったところであり、引き続き、関係者のご意見を丁寧 に伺いながら、医療的ケアが必要な方が安心して地域生活を 送ることができるよう必要な支援を検討してまいります。
6	中核市への支援センター設置に賛成する。相談窓口を設置するだけでなく、関係機関との調整や専門的人材の確保を進め、実効性のある支援拠点として機能してほしい。	医療的ケア児支援センターについては、医療的ケア児等とその家族への相談援助にとどまらず、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等のネットワーク化による相互連携の促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うこととしています。また、こども家庭庁では、医療的ケア児等総合支援事業により、医療的ケア児等の支援者への研修等を総合的に実施しています。
7	医療的ケア児等支援センターに関する情報を国が一元的に整理・公表してほしい。また、センター指定の対象となる法人等の範囲を分かりやすく示してほしい。	医療的ケア児支援センターに関する情報については、こども家庭庁のホームページに公表しています。また、医療的ケア児支援センターの指定の対象について、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第11条では、指定の対象を「社会福祉法人その他の法人」としており、法人格を有していることが求められますが、社会福祉法人に限定されるものではなく、NPO法人等を含め、医療的ケア児の支援に係る実績や知見等、業務を行うに際しての適格性において判断すべきものである旨を自治体宛てに周知しています。

8	医療的ケア児が修学旅行等に参加できるよう、看護体制だけでなく移動手段や宿泊先、保護者同行支援などについても具体的な制度や財政措置を講じてほしい。地域によって参加機会に差が生じないようにする必要がある。	文部科学省においては、学校の設置者の参考となるよう、校外学習（宿泊を伴う場合を含む。）における対応の考え方などを示しています。 また、医療的ケア児が保護者の付添いなく修学旅行等に参加できるよう、その同行を含む学校への看護職員の配置に係る経費のほか、特別支援学校に在籍する肢体不自由または重度・重複障害の児童生徒の保護者が修学旅行等に付添う場合、医療的ケアの有無に関わらず、保護者等の経済状況に応じて交通費等も学校の設置者に対して支援しています。
---	---	--

その他 5 件、本案の内容とは関係のない御意見をいただきました。